

ひろがる、育業の輪
わたしたちの「育業」が、未来につながる
育業応援パートナー事業に係る募集要項

1 目的

東京都は、多様な主体と連携し、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と捉える愛称「育業」の理念を浸透させることで、育業を社会全体で応援する気運醸成に取り組んでいます。

この取組の一環として、オウンドメディア（SNS、HP、チラシ等自社広告媒体）を活用し、誰もが育業できる社会の実現に向けて愛称「育業」の広報展開にご協力いただける企業・団体を募集します。

また、企業・団体と東京都が連携し育業の理念を浸透させるため、協力企業・団体における「育業の推進への意気込み」や「取組」等は、東京都が日本経済新聞に記事体広告として掲載し、発信していきます。

2 応募対象等

（１）応募対象

育業の理念の普及啓発に賛同いただく企業・団体

（２）応募要件

以下の全ての要件を満たしていること。

ア 都内に本社又は主たる事業所を置いている企業、社団法人、財団法人、NPO 法人等であること

イ 「育業」応援企業・団体に登録していること

ウ 「TOKYO パパ育業促進企業」として登録していること、又は「男性育業推進リーダー設置企業」に認定されていること

エ 自社のオウンドメディアで「育業」の理念・ロゴマークの PR を行えること

（３）応募の対象としない企業・団体

なお、次の各号に該当する企業・団体は対象としない。

ア 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 反社会勢力又は反社会勢力と関わりがあるもの

エ 法令違反等不正の事故を起こし、業務停止命令や行政処分などを受けているもの

オ 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの

カ その他、本事業の目的に照らして適切でないと事務局が判断するもの

3 協力企業・団体数

4 企業・団体程度

4 応募内容

自社（団体）が主体的に推進している育業の取組と「育業」の理念をどのように関連付け、広く発信していくかを記載し、ご応募ください。

（１）企業・団体情報

企業（団体）名・所在地・従業員（職員）数・育業取得率・育業平均取得日数を記入してください。

（２）オウンドメディア・SNS等の情報

アカウントを所持しており本施策にて活用可能な SNS の情報を記入してください。
また、その他オウンドメディアや自社ホームページ等活用できるものがあれば併せて記入してください。

（３）育業の制度・取組内容

自社（団体）における育業の取組について、成果を含めて具体的に複数、記入してください。

記入に当たっては、次のような視点が考えられますが、各取組の参考事例は、別紙 1 をご覧ください。

ア 働き方・休み方改革に関する取組

残業時間の縮減、業務の属人化解消など

イ 家庭と仕事の両立推進に関する取組

育業に関する法律以上の制度導入や、充実に向けた取組など

ウ 多様で柔軟な働き方の実現に関する取組

雇用形態（正規雇用・非正規雇用）を問わない生活と仕事の両立に向けた多様な勤務形態（在宅勤務、フレックスタイム制や短時間正社員制度など）の導入など

エ その他の男性育業推進に向けた取組

育業を支える同僚の評価制度や、同僚への応援手当の支給など

（４）男性育業推進による好影響事例

上記（３）の育業の取組を推進した結果、自社（団体）にどのようなポジティブな影響があったかを記入してください。

（５）発信時の企画・コンテンツ案

自社等のオウンドメディア（SNS、HP、チラシ等自社広告媒体）を活用し、社内の育業の取組と「育業」の理念を関連付けて配信するなど、誰もが育業できる社会の実現に向けた広報をどのように展開していくかを以下の視点で具体的に記入してください。

なお、協力企業・団体の決定は 10 月下旬頃を予定しているため、12 月以降に実施する企画コンテンツ案としてください。

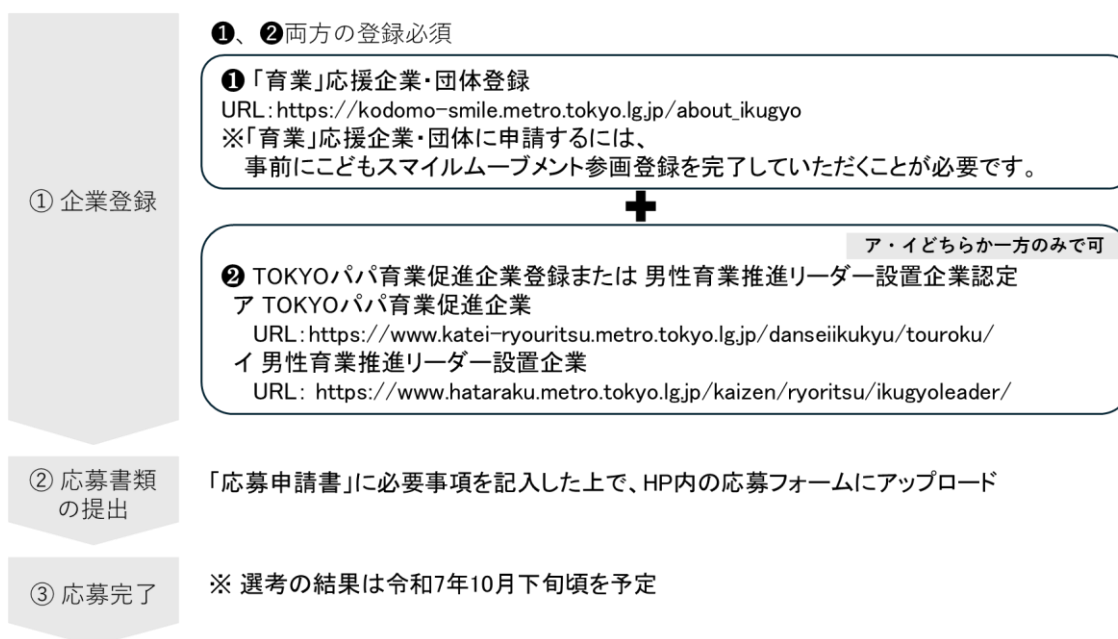
- ア 実施時期
- イ ターゲット
- ウ 広報展開の方法
- エ 期待される波及効果

5 応募方法等

(1) 応募期間

令和7年5月30日（金曜日）～令和7年8月29日（金曜日）17時まで

(2) 応募方法



① 企業登録

① 「育業」応援企業・団体登録

応募にあたっては、都が募集している「『育業』応援企業・団体」に登録していることが必要です。登録をされていない場合は、以下の登録フォームより行ってください。

＜「育業」応援企業・団体申請 登録フォーム＞

URL: https://kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp/about_ikugyo

なお、「『育業』応援企業・団体」に申請するには、事前にこどもスマイルムーブメント参画登録を完了していただくことが必要です。参画登録をされていない場合は、以下登録フォームより行ってください。

＜こどもスマイルムーブメント参画申請 登録フォーム＞

URL: https://kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp/apply_company/input_email

② TOKYO パパ育業促進企業 又は 男性育業推進リーダー設置企業

応募にあたっては、「TOKYO パパ育業促進企業」として登録していること、又は「男性育業推進リーダー設置企業」へ認定されていることのいずれかが必要です。

ア TOKYO パパ育業促進企業

<https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/danseiikukyu/touroku/>

イ 男性育業推進リーダー設置企業

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/ikugyoleader/>

② 応募書類の提出

「応募申請書」に必要事項を記入した上で募集期間内にご応募ください。

<https://kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp/st/ikugyo-no-wa/>

※ 応募書類は HP よりダウンロードしてください。

6 協力していただく企業・団体のメリット

協力していただく企業・団体による育業への意気込みや先進的な取組等について、以下により東京都が PR していきます。

(1) 日本経済新聞に記事体広告を掲載

(2) 都の HP、SNS、マイナビメディアでの記事掲載

7 選考方法

(1) 選考対象

以下の項目の全てを満たす企業・団体を選考いたします。

ア 本要項 2 (2)「応募要件」を満たしていること。

イ 本要項 4「応募内容」に不足がないこと。

(2) 選考内容

書類審査及び選考委員会による選考を実施します。

1 次審査：書類選考

2 次審査：ヒアリング（オンラインでの実施を想定）

8 協力企業・団体の決定

令和 7 年 10 月下旬頃を予定しています。

選考の結果は、応募者全員にメールにて通知します。

9 その他

(1) 自社での広報展開に係る費用については、全て応募者の負担といたします。

(2) 選考に当たって、追加資料の提出、説明及びヒアリング等をお願いする場合があります。

す。

- (3) ご提出いただいた書類等は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 「応募申請書」の作成にあたっては、公序良俗に反しない、また第三者の権利を侵害しない内容としてください。
- (5) 本要項又は「応募申請書」に記載のない項目については、両者協議の上、決定することといたします。
- (6) 事業実施にあたって、都が進捗の報告を求める場合は、速やかに対応ください。
- (7) 本事業の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏えいしないでください。
- (8) その他条件が変更となることがある場合は、両者協議の上、変更することとします。
- (9) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合があります。
- (10) 本事業の実施にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律、「個人情報の保護に関する法律施行条例」及びその他所要の規定を遵守してください。

10 問合せ先

東京都育業応援パートナー事業事務局

電話：050-3353-8478（電話受付平日 10 時 00 分～17 時 00 分）

メール：cm-ikugyou@mynavi.jp